

参考資料

佐野市営住宅条例の改正 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては、第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては、第5号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>市の区域内に3月以上住所又は勤務場所を有する者であること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 入居者が身体障がい者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧令」という。）第6条第4項で定める場合 旧令第6条第5項第1号に規定する金額</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあっては、第1号、第2号、第4号及び第5号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者）にあっては、第1号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に住宅に困窮していることが明らかであること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 21万4,000円</u></p> <p><u>(ア) 入居者又は同居者に次項第2号又は第4号に該当する者（同項第2号に該当する者については、同号イに掲げる障がいの種類にあっては同号イに定める障がいの程度のうち第1級又は第2級に該当する程度である者に、同号ウに掲げる障がいの種類にあっては同号ウに定める障がいの程度のうち1級又は2級の精神障がいの程度に相当する程度である者に限る。）がある場合</u></p> <p><u>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u></p>

イ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧令第6条第5項第3号に規定する金額

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(6) (略)

2・3 (略)

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをしたときは、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）（第16条第2項において「旧省令」という。）第10条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(ウ) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

(エ) 入居者とその配偶者との婚姻の届出があつた日から1年以内である場合

イ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後にあつては、15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(5) (略)

2・3 (略)

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをしたときは、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号、第2号、第4号及び第5号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(同居の承認)

第13条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。この場合において、同条第1項第1号に規定する金額は、同号の規定にかかわらず、第6条第1項第4号に規定する金額とする。

2 第6条第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の承認について準用する。

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項第6号の規定は、前項の承認について準用する。

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、旧省令第8条に規定する方法による。

3・4 (略)

(意見の聴取等)

第57条の2 市長は、第6条第1項第6号（第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）又は第41条第1項第6号に該当する事由の有無について、栃木県佐野警察署長の意見を聴くことができる。

2 (略)

2 第6条第1項第1号、第2号及び第5号の規定は、前項の承認について準用する。

(入居の承継)

第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するときは、当該同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項第5号の規定は、前項の承認について準用する。

(収入の申告等)

第16条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法による。

3・4 (略)

(意見の聴取等)

第57条の2 市長は、第6条第1項第5号（第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）又は第41条第1項第6号に該当する事由の有無について、栃木県佐野警察署長の意見を聴くことができる。

2 (略)